

様式C-19

科学研究費補助金研究成果報告書

平成 21年5月16日現在

研究種目:	基盤研究(C)
研究期間:	2006~2008
課題番号:	18520500
研究課題名(和文)	日本中世後期における地域社会と寺院
研究課題名(英文)	Local society and Temples in the Late Medieval Period of Japan
研究代表者	大石 雅章(OOISHI MASAOKI)
鳴門教育大学・大学院学校教育研究科・教授	
研究者番号:	50152046

研究成果の概要：中世後期における地域社会と寺院について、南河内観心寺を中心に検討した。
①地域領主化と寺領形成とその特徴、②寺領安堵等による中央本寺支配の消滅と守護権力の保証体制、③学侶と禅衆の2僧衆による寺僧と2僧衆間の抗争、④学侶の禅衆（行人）支配体制の維持、⑤禅衆の縮小に伴う寺僧全体の縮小、⑥学侶の葬礼活動等について指摘し、地域権力へ発展した同じ和泉・葛城山系の根来寺などとは、その歴史的展開を大きく異にする。

交付額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2006 年度	900,000	0	900,000
2007 年度	700,000	210,000	910,000
2008 年度	600,000	180,000	780,000
年度			
年度			
総計	2,200,000	390,000	2,590,000

研究分野： 人文学

科研費の分科・細目： 史学・日本史

キーワード：日本史 中世史 地域史 寺院史

1. 研究開始当初の背景

- (1) 中世顕密寺院勢力の研究は前期に集中し、中世後期の宗教勢力の研究は、新興の一向宗や法華宗が研究にかたより、顕密寺院についての研究はほとんどなされていなかった。
- (2) 中世後期、荘園制体制が解体していく過程で、地域顕密寺院と地域社会との関わりがいかに変化し、また寺院組織そのものが自己変革していくのか、その実態を

語る研究はほとんどなかった。

- (3) 中世から近世への地域史の展開を辿る上でも、中世後期の地域顕密寺院の研究は早急に進める必要があった。

2. 研究の目的

- (1) 中世後期の荘園制体制が解体するなかで、末寺して中央寺院領主の地域支配を担う地域寺院がいかに変化するかを検討する。

- (2) 地域社会の自立的傾向が顕著となる中世後期において、地域社会との地縁・血縁をもつ寺院僧衆の存在は、地域寺院の組織や宗教活動に多大なる影響を与えたとみられる。それを検討する。
- (3) 中世後期における地域寺院において、軍事力を形成して強力な地域領主へと成長しえた寺院もあれば、そのような道を辿らない地域寺院もあり、その歴史は多様である。その差異やその要因についても視野に入れながら検討する。

3. 研究の方法

- (1) 研究対象時期は、基本的に南北朝以降から統一政権の誕生までを設定し、対象の地域寺院としては河内国観心寺・金剛寺、和泉国松尾寺、紀伊国根来寺等とした。とくに僧衆の衆議文書が多数存在する観心寺を中心にすすめた。
- (2) 初年の平成 18 初年度に、観心寺・金剛寺・松尾寺等について、現地の史料調査および景観的・地理的調査もすすめた。
- (3) 観心寺・金剛寺・松尾寺等に関する調査報告書・研究書・自治体史等を可能な限り集め、先行研究を検討した。
- (4) 地域寺院の寺僧集団とその在地性、寺院組織のあり方と地域社会との関係、僧衆の宗教活動の変化などの項目をたて、中世後期の地域寺院について検討した。

4. 研究の成果

(1) 中世後期観心寺の地域領主化

① 寺領領域の特徴

中世後期の観心寺寺領は、いくつかの寄進田畠を除き、寺元郷と観心寺膝下の七郷（石見川沿いの鳩原郷・太井郷・小深郷・石見川郷・小西見郷の五郷と天見川沿いの上岩瀬郷・下岩瀬郷）に限られ、承和 4（837）年「観心寺縁起実録帳写」（大日本古文書・家わけ観心寺・1 を以下、大日古・観・1 と表記する）、保元 2（1157）年「後白河天皇綸旨案」（大日古・観・4）に記載された遠方の寺領はすべて退転した。

② 寺領の安堵（寺領の確定）の特徴

鎌倉期には元亨 2（1322）年「太政権僧正坊政所下文」（大日古・観・123）による観心寺領岩瀬小西見両郷の下司職補任状が存在し、本寺の観心寺領支配権が機能していた。なお本寺は東寺であろう。南北朝期には、観心寺・金剛寺が南朝の行宮所となったことから南朝勢力が強くなり、「後村上天皇綸旨」、「楠木正行国宣」等によって寺領の安堵がなされている。南北朝合一以後、室町幕府権力によって保証された。その初見は応永 14（1407）

年の「室町幕府御教書」（大日古・観・130）であり、その際の寺領安堵の根拠は、観心寺の「近年知行之例」（当知行）であって、以前の公権力による寺領認定文書は根拠となっていない。以後室町幕府側の安堵根拠は、幕府権力側の発給した「代々支証」に併せて「当知行」で、そのことが、遠方荘園の放棄と膝下への寺領集中という①の特徴をうみだす主要因の一つであったとみられる。

観心寺に対する本寺東寺との支配は、南北朝期を最後に室町期には全く文書に現れず、本寺の支配は事実上消滅したものとみられ、観心寺衆議による寺領経営となり、中世の支配体制が大きく変化した。

③ 荘園諸職の集積とその安堵保証

室町期の根本寺領である観心寺庄（観心寺七郷）は、地頭職・領家職の半分、下司・公文職・七ヶ村預所職、反銭以下臨時課役並びに検断権限等の荘園諸職の諸権限の集積からなる。

室町期を通じて幕府は観心寺を「別御祈禱所」と位置づけ、その寺領を安堵した。その荘園諸職の内、地頭・領家職の安堵は前述の応永 14（1407）年の「室町幕府御教書」でなされ、将軍の権限に属した。それ以下の諸職権限の保証は、河内国守護畠山氏の寄進等によるもので、守護権に属するものであった。このように諸職によって保証主体は異なる。なお地頭職・領家職については応永 14 年以後直接将軍の御教書による安堵状は発給されず、16 世紀まで守護畠山氏が応永の幕府御教書と当知行を根拠に安堵状を発給した。南河内における守護畠山氏の権力は、一族間で権力抗争を繰り返しながらも、中世後期を通じて大きく、応仁の乱以後、守護畠山安堵状の支証として、とくに西軍方の「畠山持国安堵状」「畠山義就安堵状」が重視された。

(2) 中世後期の学侶・禅衆（下僧）の 2 僧衆からなる観心寺僧衆と寺院運営の特徴。

① 現存の観心寺文書は学侶方文書

現在の観心寺は学侶のみであり、禅衆（下僧）は存在しないためか、観心寺所蔵文書は学侶方文書であり、禅衆（下僧）方文書は散逸して現存しない。文書の限界を踏まえて扱うことが重要である。

② 禅衆を下僧と呼称。

禅衆は、自らは禅衆と名乗るが、学侶からは下僧とよばれ、学侶方文書である観心寺文書では一般に下僧として現れる。

③ 観心寺の学侶と禅衆（下僧）の人数

文安 5（1448）年の「観心寺衆議評定連判状」（大日古・観・507）の署名者数は

快舜以下 32 名であり、永正 2 (1505) 年の「観心寺学侶連判起請文」(大日古・観・521) の署名者数は了海以下 32 名であって、学侶の総数は室町期を通じて 32 名前後とみられる。その数については、「募方奉行」の奉行選定方式である「寺僧廿二人内、上六人末六人可被除之、中廿人内、上十人末十人、頭取可為兩奉行者也」(大日古・観・508) の記述とも符合する。禅衆(下僧)の人数は、学侶方に提出した「下僧等請文」の署名者数から確認できる。応永 15 (1408) 年の「下僧等請文」(大日古・観・490) の署名者数は観徳以下 32 名であるが、永正 2 (1503) 年の「下僧等請文」(同) の署名者数は教善以下 18 名に減少している。

その減少については、学侶方が禅衆(下僧)支配のために天明 3 年(1471)の「集会評定」で、「一、於下僧坊者、数十八限之」(大日古・観・498) と定めたことによるものである。

④ 観心寺学侶方による寺院運営権の掌握

観心寺の運営決定機関である集会は学侶のみで構成され、禅衆(下僧)は排除された。禅衆(下僧)は学侶方の支配下にあるが、禅衆(下僧)方が結束して学侶方に対抗した場合、学侶方のみでは押さえることはできず、永正 5 (1506) 年の学侶方と禅衆(下僧)方との相論では、高野山僧衆や在地勢力が仲裁に入った。このように、学侶方は時として守護畠山氏勢力や高野山金剛峯寺院勢力の外部勢力に依存して禅衆(下僧)方を統制下に置き続けた。特に重要なことは、もはや本寺末寺組織による中央の権門寺院権力による保証体制はなくなり、地域主体の寺院ネットワークや守護権力による保証体制が確立し、中世前期の支配体制と大きく異なる。

(3) 観心寺僧(学侶・禅衆)と在地との関係

① 学侶の出自と南河内の国人士豪

観心寺学侶の浄菩提院義海は南河内の国人石川氏の縁者で、石川氏の没落の際に逐電した。義海に浄菩提院を譲った前院主道海は、西浦(現羽曳野市)の住人で、西浦にある田畠が坊領となっていた。このように学侶は南河内の国人・土豪層を出自とする者によって構成されていたとみられ、一族の所領などから坊領が形成されていた。

② 学侶方郷民寺僧の存在と寺院運営

観心寺学侶には、①の南河内の国人・土豪層を出自とする僧だけでなく、観心寺寺領である観心寺郷の郷民を出自とする寺僧がいた。そのため応仁元(1467)年

の「観心寺満山一同評定」(大日古・観・502) では郷民寺僧が「寺家惣別年預」等の僧職に就くことが原則的に禁止され、もし年預に着任の場合「郷民方内通鼻肩等」をしてはならないことが定められている。

また、文安 5 (1448) 年の「満山一同衆議評定」(大日古・観・507) では、郷内に関する評定集会においては、郷民出自の寺僧は出仕を止められた。観心寺では、寺領郷内の百姓と寺僧が交衆することが原則的には禁止されていたが、その背景には郷民寺僧による郷の意向を受けた行動が領主観心寺の立場から問題となっていたのであろう。

③ 禅衆(下僧)の年貢坊としての在地性

現在の観心寺文書は学侶方の文書であり、禅衆(下僧)方の文書は現存せず、禅衆(下僧)と郷民や在地との関係を示す史料は少ない。禅衆(下僧)方が守護代遊佐氏に入峯の件を懸申すなど、守護代などに連なる在地勢力とも深く関わる集団であった。寺内の学侶から下僧と蔑称された禅衆は、出自については、寺内身分では学侶よりも低い身分の者であることにより、百姓身分を出自とする者が多く含まれていたと推測される。

時期は下るが、天正 4 (1576) 年の「観心寺衆議置文」(大日古・観・537) の「年貢坊年貢米員数注文」には、観心寺内に年貢坊が存在したことがわかる。この年貢坊については、近世の年月日欠の「観心寺伽藍寺役僧坊法式控」(大日古・観・556) に「一 一山四十六坊之内、三十七軒ハ、学侶寺役坊と申」と法会の寺役を務める学侶坊に対して、「一 残り九坊ハ、客僧年貢坊と申屋敷より年貢を取申候」とあって、観心寺に年貢を納める立場の客僧年貢坊が存在したという記述があり、寛文 10 年(1670) 3 月 21 日「河州錦部郡檜尾観心寺伽藍寺役院中諸事往古以来式法書」(東大史料編纂所架蔵「観心寺文書」(写真版))においても、「一 往古千坊、只今者四十六坊内、当時三十七坊者学侶、残五坊ハ客僧、四坊ハ破壊、(中略) 残五坊ハ客僧坊年貢ヲ出、寺役不勤」とある。享保 18 (1733) 年成立の『檜尾 = {オ+音} 蔵記』(『観心寺要録(一)』大谷女子大学)に「寺僧与客僧差異」の項目があり、「昔日於当山、寺僧・行人兩派、日頃月頃相統矣」、その行人が応永以後下僧となって「今時客僧ト呼者是也」と記し、近世初頭の年貢客僧坊は、中世後期の下僧の流れを汲むものとする。この年貢客僧坊を直ち禅衆(下僧)全体の特徴として位置づけることが可能かは検討を要す

るが、しかし、領主観心寺に年貢を納める百姓的立場の者が下僧に含まれていたことは事実であり、私はむしろこれが禅衆の重要な特徴であったと考える。

④地域寺院僧衆の在地性の問題

観心寺は、学侶には南河内の国人士豪層を出自とする者や郷内身分を出自とする者も含まれ、さらに禅衆（下僧）においては、禅衆（下僧）方の学侶方へ提出した請文において、署名が略押である場合が多く、観心寺に年貢を納める百姓的立場が主要な特徴の一つとなっていたとみられる。寺僧といえども、領主観心寺から支配される百姓身分としての立場から乖離した僧集団ではなかった。このような観心寺の僧衆の特徴は、先行研究からも和泉国松尾寺や紀伊国根来寺・金剛峯寺においても確認でき、当時の地域寺院の重要な特徴として捉えることができる。

(4) 禅衆（下僧）の山臥道にみる地域寺院の動揺

①学侶による禅衆（下僧）山臥道の禁制

観心寺では、山臥道が禁止され、山臥道を行おうとする禅衆（下僧）が、しばしば学侶と対立した。観心寺文書で禅衆（下僧）の学侶方への請文の最古のものは、応永13（1406）年の「下僧一音請文」（大日古・観・489）で、「山臥道事、当寺従往古堅為御禁制之上者」と禁制が明記され、もし「有違背之時」、永代観心寺を追放されてよいというものであった。

山臥道は、観心寺と同じく、修験の祖とされる役行者によって開かれた伝承をもつ葛城山系にある金剛寺では、創建当時から入峯（山臥道）が禁止されていた。金剛寺文書の建久2（1191）年の「僧阿観置文」（大日古・金・30）の第2条に「一可禁制入峯修行事」を掲げ、入峯修行が、山林斗藪をもっぱらにして住山を軽んじ、和合しない点を禁制の理由としてあげている。金剛寺では、阿観以後も入峯禁制がしばしば確認された（大日古・金・44 建保5（1217）年3月8日「金剛資覚心置文」にも「制止山伏道」とある）。おそらく観心寺においても金剛寺と同様な理由で中世の早い時期から山臥道は禁止されていたものとみられる。

②禅衆（下僧）山臥道にみる寺内秩序及び宗教的権威の動揺

中世後期において、和泉・葛城山系にある根来寺では、山伏的傾向を強めた禅徒（行人）方が学侶方を圧倒する。禅徒は禅衆にあたり、『大乘院寺社雑事記』明応元（1492）年8月22日条には「紀州根比（来）山者、別当三宝院也、東寺末寺、

然而山伏共聖護院之下方也、申請綾ヶサ可懸之旨、禅徒方支度也、学衆方此子細ヲ申上京都（中略）聖護院殿成敗不可然事也」とあって、禅徒方が山伏化を通じて天台寺門派聖護院門跡の支配を受ける立場を新たに形成したことは、従来の東寺との本寺末寺体制を損ねる危険性を孕んでいた。このような傾向は、観心寺・金剛寺の両寺にも現れている。明応3年（1494）に観心寺諸山伏宛に届いた天台寺門派の聖護院門跡の奉行乗々院配下の「小奉行慶俊折紙」には、「当寺（観心寺）之事、依為葛城摩専両峰修行、就御門跡様入峰等、被致奉公処、中古留入峰、無音被申条、為如何儀候哉、曲事候」（大日古・観・572）とあった。また明応4年「法橋快延慶俊連署奉書」（大日古・金・228）によれば、金剛寺西座衆（禅衆）に対しても、退転している大峯・葛城両峰の修行を再興するように命じている。その署名者2名の僧のうち、慶俊は観心寺の署名者と同一人物で、聖護院系の乗々院（上乘院）の小奉行である。

明応年間、和泉・葛城山系の諸寺院の禅衆方（下僧方）の山臥伏化に対応して、天台寺門派宗聖護院門跡の勢力が、積極的にその集団を支援し組織化をすすめ、勢力拡大を図っていたとみられる。従来の真言系の本寺の末寺支配や地域寺院内の学侶の禅衆支配とは異質な新たな天台寺門派聖護院門跡の支配が禅衆（下僧）を介して、この地域の真言宗諸寺院に浸透し始めていた。

日根野荘においては、根来寺勢力の犬鳴山七宝龍寺寺僧（行人方）の祈禱活動みられるように、従来の学侶主体の真言宗祈禱に代わって、禅衆（行人）主体の山臥行に依拠した祈禱が地域社会において大きな役割を担いつつあり、禅衆の山臥化が、学侶の伝統的な宗教的権威を喪失させる危険性を孕んでいた。観心寺・金剛寺では、学侶方の寺院運営や祈禱体制の維持のために、禅衆（下僧）の山臥行がことさら厳禁されたものとみられる。同じ和泉・葛城山系に点在する地域寺院においても、興隆する禅衆（行人）の山臥道への対応は、異なるものであった。そのような相違が発生した理由については後述の6で説明する。

(5) 学侶の新たな宗教活動への挑戦

①観心寺学侶方の葬送活動

永享6年（1434）の「観心寺満山集会評定衆事書」（大日古・観・511）では、観心寺僧が葬送の引導や中陰仏事を務める際の規定を定めている。本来観心寺など

の真言宗寺院では、穢れが問題とされ、葬礼に携わることははばかられたと考えられる。天皇家の葬礼では、文保元(1317)年に亡くなった伏見太上天皇の葬礼を境に、それまで遺骸処理の葬送から精霊回向の中陰仏事までのすべてを担っていた天台・真言・南都の顕密の高僧が、葬送を行わなくなり、中陰仏事のみを担当することになる。そして葬送は、念仏・禅・律の遁世僧によって担われることとなり、応安7(1374)年に亡くなった後光厳太上天皇の葬礼以降、基本的に泉涌寺が担当することになる。このように鎌倉末を境に、中陰仏事のみを担当する天台・真言・南都の僧と、葬送を担当する禅・律・念仏の遁世僧とのあいだに葬礼における分業体制が成立していた(大石雅章「顕密体制内における禅・律・念仏の位置」)。また、興福寺大乘員門跡関係者の墓寺の大安寺・元興寺極楽坊のように権門寺院においても、葬送を遁世僧に担当させるようになる。このような傾向のなか、観心寺ではあえて学侶が葬送に関わるようになる。そのための衆議評定で、「凡当山一和尚者、為両社之神主、毎度祭礼、各於宝前被読説之間、殊以濁穢不浄等深可被忌之处」と一和尚は「両社」の神主を務めることから、とりわけ穢れの問題について厳格に定められている。なおこの両社とは、応永16(1409)年の「観心寺満衆会合起請文」(大日古・観・483)の神罰文に登場する「殊別当寺鎮護北斗七星賀利帝母天、勸請五所地主権現」とみられる。このように観心寺の学侶があえて葬礼に関わるようになるのか。その背景には、この時期の地域社会における葬礼への関心の高まりが考えられる。地域の檀越に支えられている観心寺にとって、地域檀越の要望は無視し得ないものであった。中世後期に観心寺は葬礼という新たな宗教活動に踏み出していたことが確認できた。

(6) 中世後期地域寺院観心寺と南河内の特徴

① 領主観心寺の支配と領民

観心寺七郷では、観心寺が御祈禱所であることにより守護方へ提出した領主観心寺の請文をもって内裏反銭が免除されるなど、観心寺領に属することにより有利であった。また永正11(1514)年の「観心寺日仏供方上下用帳」によれば、観心寺日仏供方から溝米・井堰への下行がなされ、領主観心寺が領民と共に溝・井堰の維持費用を捻出し(大日古・観・375)、また新池の造立に際には、観心寺金堂で

その吉凶の占いがなされたように(大日古・観・510)、領主支配のためとはいえ、領民の生業と深く関わり、その活動を支えていた。領主観心寺を核に七郷が一つのまとまりをある地域空間を形成していた。

② 守護の保証のもとでの観心寺領主支配

観心寺は守護が変わるたびに、守護や守護代から観心寺庄の諸職の安堵状を獲得し、『観心寺文書』のなかでその安堵状や遵行状の数量的占める割合は大きい。

最も新しい守護方の安堵状は、天文18

(1546)年の「畠山尚誠安堵状」であり、それは、観心寺七郷の地頭職・領家職半分、下司公文両職、反銭以下臨時課役並びに検断等を安堵したもので、15世紀初頭の安堵状とほぼ同じ内容である。これらの安堵状を得るために、観心寺は守護方へ礼銭を積みしばしば経済負担を強いられた。

また学侶方は、安堵状と併せて「一 於下僧者、為寺家計、不可有公方綺事」の禁制を得、禅衆(下僧)への支配を行った。

観心寺学侶方は、16世紀に至るまで領主支配を維持するために、つねに守護方の権力・権威に依存し続けた。

③ 禅衆(下僧)方の縮小

観心寺では学侶方が、禅衆方を縮小させる方向で寺院運営をおこなった。応永15年には32名の下僧を確認できるが、文明3(1471)年の衆議では、「一 於下僧坊者、数十八限之」と、下僧坊数は18と制限し、永正2(1505)年の下僧の請文署名者は18名である。天正4(1576)年の年貢坊は11坊であり、さらに減少したとみられる。このように観心寺では、百姓身分等を出自とする禅衆(下僧)方が積極的に寺院運営に進出するのではなく、むしろ彼等の勢力は学侶方によって縮小される方向にあったと言えよう。観心寺周辺地域において、禅衆(下僧)等の山伏としての新たな宗教活動は、観心寺寺内の宗教活動に組み込まれるのではなく、観心寺外部において発展したのではあるまいか。民衆的な宗教活動を解明する上で河内国観心寺・金剛寺の学侶方の現存文書の史料的限界を見定めて扱う必要がある。

④ 南河内と和泉・紀伊の地域寺院間の差異
同じ和泉・葛城山系に点在する寺院においても、寺院運営において大きな差異が確認出来る。禅徒(行人)方が学侶方を圧倒して寺院運営権を掌握した根来寺とは異なり、観心寺・金剛寺などの南河内の諸寺院では、学侶方が禅衆(下僧)方

をその支配下に置き、寺院運営を掌握しつづけた。和泉・紀伊と南河内においては、地域社会と寺院との関係は同質ではない。

このような、学侶と禅衆（行人）方の寺内での発言力における根来寺と観心寺・金剛寺との差異は、地域社会に族生する土豪・殿原層などを含め在地勢力が自らや地域の利害を実現するをためにいかなる組織に身をおくかにかかっており、その依拠した組織が異なっていたためとみられる。そこには地域域権力としての寺院の自立度や、紀伊国と河内国における守護公権の強弱と深く関わるものとみられる。中世末の地域勢力が、守護権力に組織されるのか、もしくは守護権力と異なる寺院勢力に組みして、地域社会支配を実現するのか。この狭い和泉・河内世界においても、その道は一通りではない。そのことは、統一権力に対しても、和泉や紀北の地域地域寺院と異なり、南河内の観心寺や金剛寺では抵抗のあとは見られない。このように同じ和泉・葛城山系に点在する地域寺院でも、中世末から近世への移行の歴史は大きく異なる。個々の地域研究が今後またれる。

(6) 近世の観心寺寺院組織の誕生

① 禅衆（下僧）方の消滅傾向

近の年月日欠の「観心寺伽藍寺役僧坊法式控」（大日古・観・556）では客僧年貢坊9坊は「若学侶坊より学侶弟子、取立入レ申候へハ、学侶寺ニ成り、寺役配當仕、年貢取不申候」と学侶弟子を取ることにより、客僧年貢坊から学侶坊に代わる道筋ができていた。中世末から近世にかけて客僧年貢坊（禅衆方）の数の激減することから、中世以来、学侶方と勢力を競った禅衆（下僧）方は、次第に消滅する方向にあったものと考えられる。

② 近付頭と近付との体制

寛文10（1670）年3月21日「河州錦部郡檜尾観心寺伽藍寺役院中諸事往古以来式法書」（東大史料編纂所架蔵「観心寺文書」（写真版））には「一 近付頭トハ弟子取立仕付置、其坊ヨリ師匠寺を近付ト云、弟子之坊ヲ近付下ト云、又近付下之坊ヨリ弟子取立仕付置、其坊ヨリ師匠之坊ヲ近付頭ト云故、近付下之近付頭有之」とあって、この文書の署名者は、中院とその近付13坊、楨本院とその近付19坊、蓮蔵院とその近付7坊である。近付頭と近付の関係について、坊の相続について「其寺之相続之儀、近付頭へ万事惣談又近付頭之寺之儀、諸事近付衆ト令談合相続、近付頭近付下互ニ不致理不尽之沙汰」

と定められていた。寛文10（1670）年には、近付頭の中院・楨本院・蓮蔵院の3坊を核に観心寺の学侶が師匠弟子関係で近付頭・近付・近付下として組織されていたのである。ここに中世に存在した禅衆（下僧）方は5坊を残すのみではほぼ消滅しつつあり、学侶によって構成される近世観心寺が確立しつつあった。

③ 本寺末寺関係の断絶

中世の観心寺の本寺は東寺とみられるが、室町時代にはその支配は消滅し、観心寺学侶方の衆議によって運営されていた。近世においては寛政3（1791）年の「河内国古義真言宗本末帳」（『江戸幕府寺院本末帳集成』上 雄山閣）には無本寺となっている。観心寺では中世の本寺末寺関係が近世に継承されるのではなく、断絶しているといえよう。中世荘園制の解体と同じく、本寺中央寺院による地方寺院の末寺支配体制も中世末に多くの場合は解体したとみるべきで、中世の本末関係が近世のそれに継承されるとは安易に考えるべきでない。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計0件）

〔学会発表〕（計0件）

〔図書〕（計0件）

〔産業財産権〕

○出願状況（計0件）

○取得状況（計0件）

〔その他〕

6. 研究組織

(1) 研究代表者

大石 雅章 (OOISHI MASAOKI)

鳴門教育大学・大学院学校教育研究科・教授

研究者番号：50152046

(2) 研究分担者

なし

(3) 連携研究者

なし